

第2章 第三次推進計画期間における成果と課題

1 第三次推進計画期間における施策

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭、学校、地域社会三者の連携・協働のもと社会全体で子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

◆「子ども読書本のしおりコンテスト」の実施(平成24年度～)
令和元年度・・・応募数7,436点

- ◆「お子さんが大切にしている本は何ですか？」のリーフレット作成・配布(平成22・23年度)
- ◆京の子ども「ブックワールド」作成・配布(平成16年度～)
- ◆推薦図書「京の子ども110選」作成・配布(平成17年度～)
- ◆親と子の言葉の栞(しおり)作成・配布(平成21年度～)

◆教育局別子どもの読書活動推進事業(平成16年度～)



読書活動推進会議



山城地方「子どもと本をつなぐ」地域連携会議(グループ交流)



ひびかせよう!ことばとところin南丹



由良川元気サミット 講演「田辺城籠城の一席」



PTA指導者研修会分科会「図書館をもっと身近に」

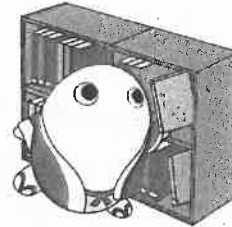


◆学校図書館司書教諭養成事業

- ・講習会への派遣（平成16年度～）
- ・平成27年度～令和元年度合計142名の教員が司書教諭資格を取得

◆古典の日の取組（平成21年度～29年度）

- ・教育局別「古典の日推進事業」の実施
- ◆ホームページ（※1）の充実（平成29年度～）
 - ・学校図書館運営チェックリスト
 - ・学校図書館図書標準・廃棄基準資料
 - ・学校図書館の取組事例 等



◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取

◆府立図書館の取組

- ・貸出文庫（昭和57年度～）
- ・機関貸出（昭和58年度～）
- ・連絡協力車の毎週運行（平成13年度～平成29年度～連絡協力車の運行を週1回から週2回に倍増）
- ・京都府図書館総合目録ネットワークの実施（平成13年度～）
- ・取寄せ申込みeサービス（平成18年度～）
- ・学校支援セット貸出（平成20年度～）
- ・学校支援ポータルサイト（平成23年度～）



学校支援セット貸出

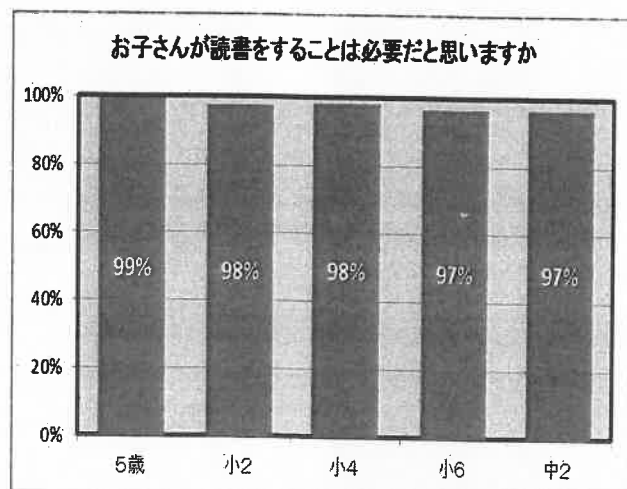
2 第三次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

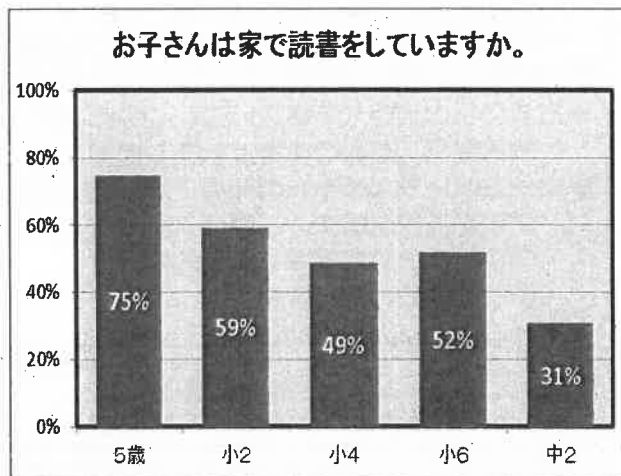
ア 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための啓発

「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施するなどして、子どもの積極的な読書意欲を高める取組をしています。

《成果》「子ども読書本のしおりコンテスト」への応募総数が、毎回7,000点を超え、読書活動を推進する気運の高まりが見られます。「お子さんが読書をすることは必要だと思いますか」という質問に対して、「必要である」と答えた保護者の割合が高く、読書に対する意識が高いことが伺われます。

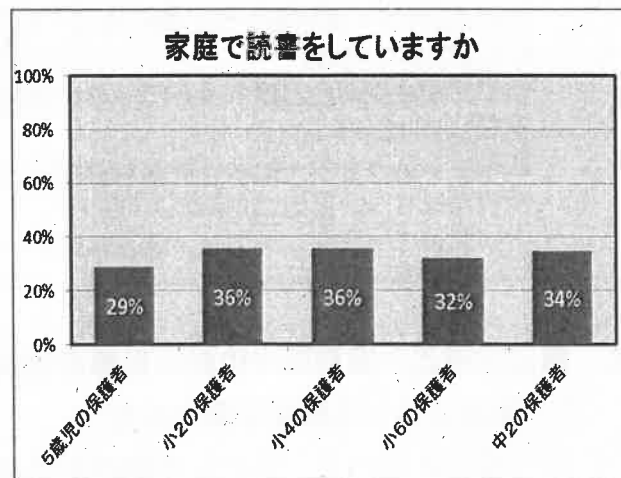


〔課題〕 「お子さんは家で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が、概ね学年が進むにつれ、少なくなっています。保護者が読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだり、早い段階から継続的に本に親しませることが望まれます。



イ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するための啓発

府立図書館では、保護者の方に図書館をより活用していただくために、市町村立図書館等に図書の貸出など支援するとともに、読書活動に関する取組をホームページを通して情報提供しています。



〔課題〕 「保護者の方は、家庭で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が40%以下であり、家庭において保護者自身が読書に親しむことが望まれます。



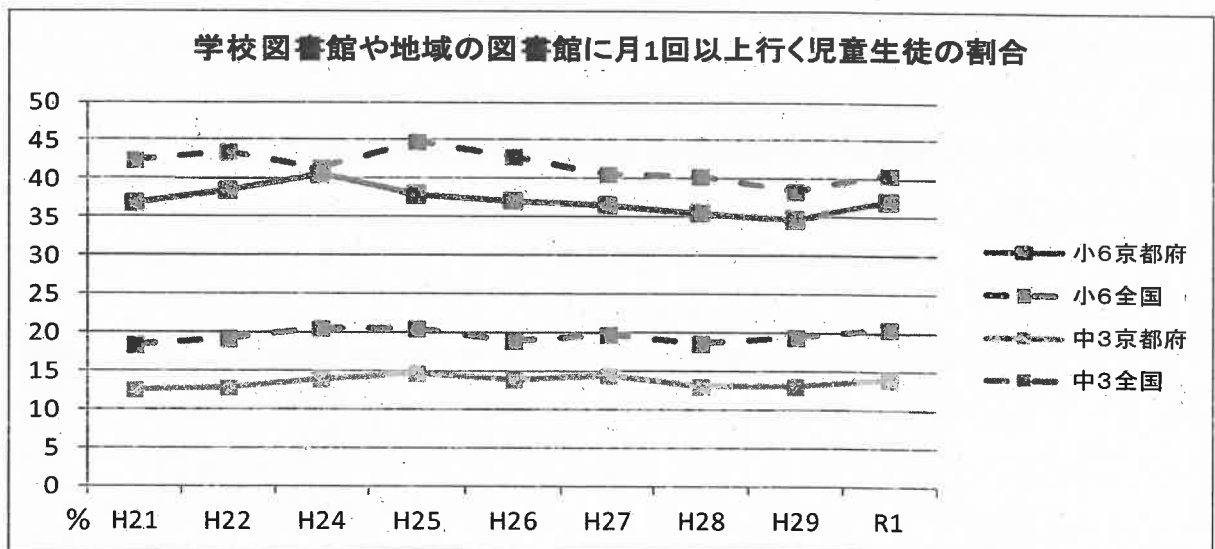
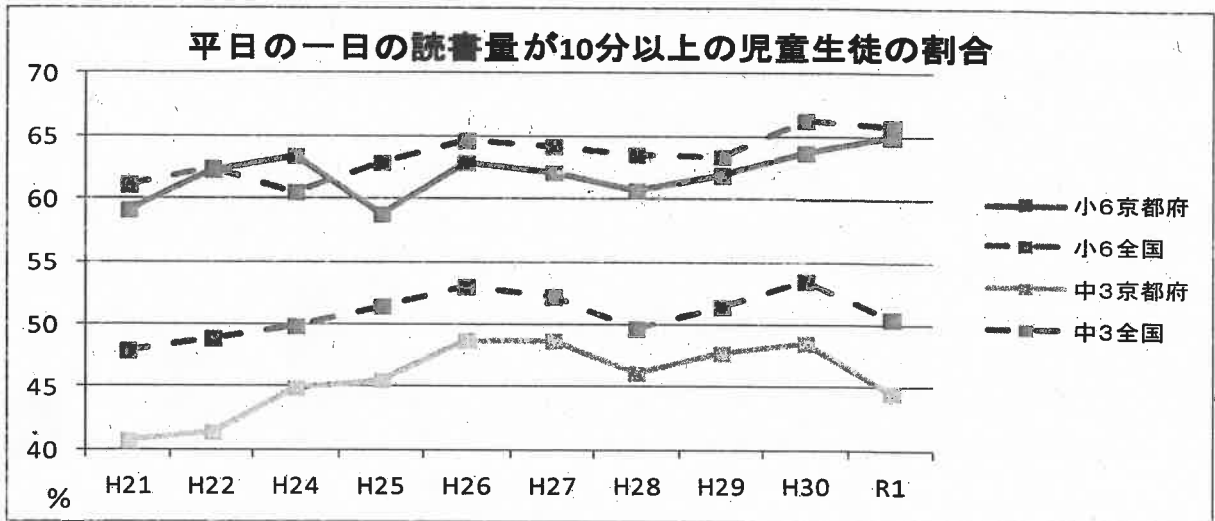
令和元年度「子ども読書本のしおりコンテスト」最優秀作品

(2) 学校等における読書活動の推進

ア 読書量の増加

文部科学省が行っている「全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生・中学校3年生とも、「平日の一日の読書量が、10分以上の児童生徒の割合」や「学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童生徒の割合」は、全国平均と比べると低い状況にあり、より読書活動を推進する必要があります。

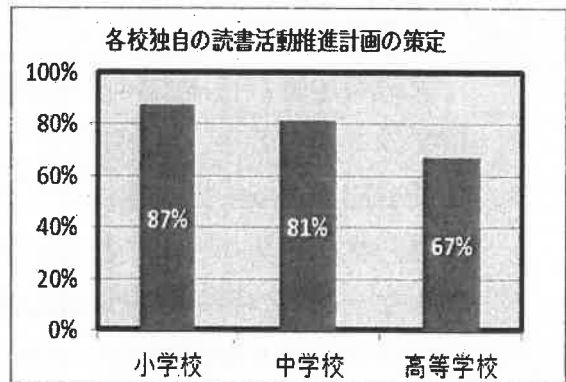
また、読書の楽しさや意義を理解し、生涯にわたって読書を続けていく姿勢を身に付けることも重要です。



*平成30年度はこの質問項目は調査されていない

- イ 学校独自の読書活動推進計画の策定
読書活動推進計画は、小学校 87%、中学校 81%、高等学校 67%で策定されています。

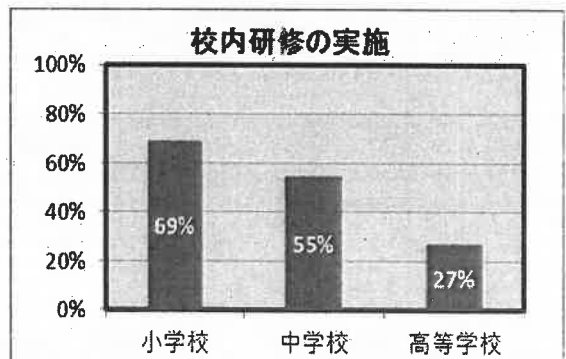
〔課題〕読書活動を推進するため、すべての小・中・高等学校で読書活動推進計画を策定する必要があります。



- ウ 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施

図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修は、小学校 69%、中学校 55%、高等学校 27%で行われています。

〔課題〕全教職員が共通理解を図るためにすべての小・中・高等学校で校内研修を実施する必要があります。

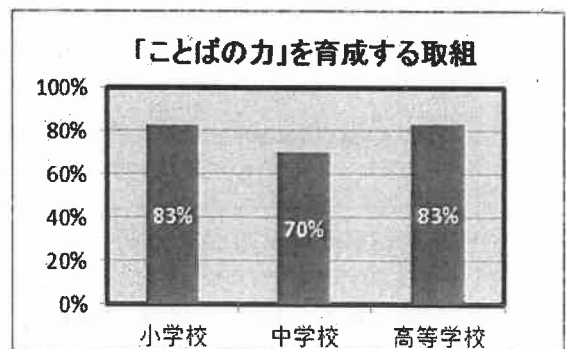


- エ 読書活動を通して「ことばの力」(※2)を育成する取組の推進

読書感想文コンクールへの応募等、「ことばの力」を育成する取組は、小学校 83%、中学校 70%、高等学校 83%で行われています。

《成果》読み聞かせやビブリオバトル(※3)、ブックトーク(※4)等、読書に関わる「ことばの力」を育成する取組は多岐に渡って盛んに行われてきています。

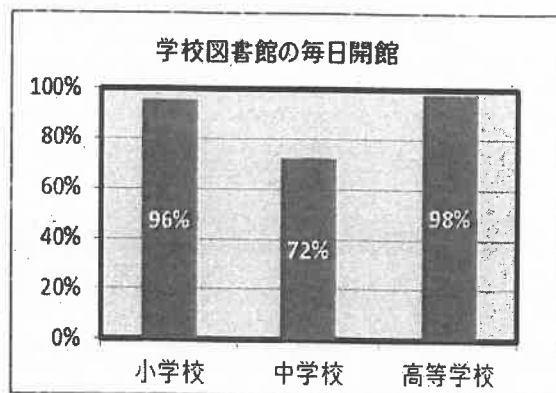
〔課題〕読書感想文に限らず、全ての教育活動で学校図書館を活用するなど、「ことばの力」を育成するための様々な取組を、より一層充実する必要があります。



オ 学校図書館の毎日の開館

学校図書館の開館は、小・中・高等学校で100%行われています。毎日の開館は小学校96%、中学校72%、高等学校98%で行われています。

〔課題〕子どもが本に触れる機会を増やすために、学校図書館を毎日開館する必要があります。

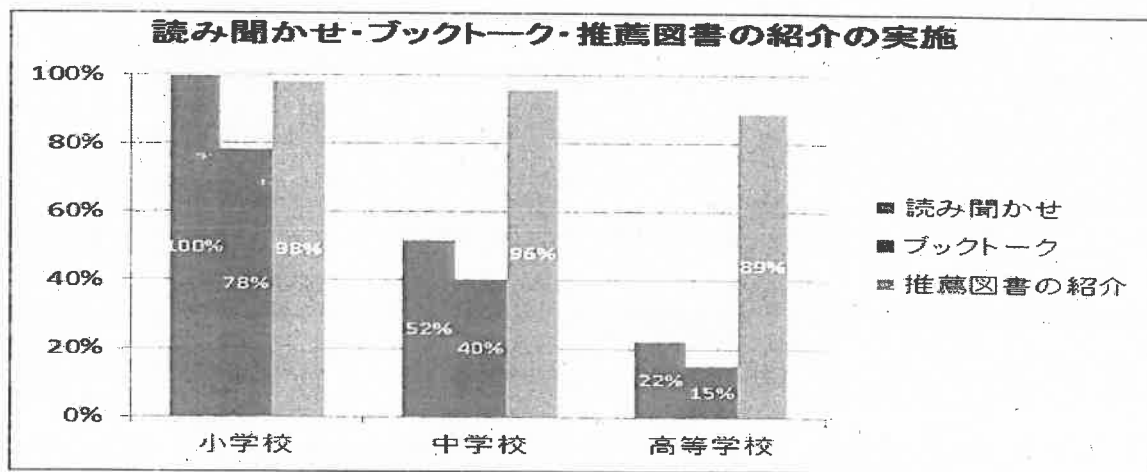


カ 司書教諭や学校司書等を中心とした、教職員やボランティアによる読み聞かせ、朗読、読書体験談、推薦図書の紹介等の実施

読み聞かせ・ブックトーク・推薦図書の紹介等の様々な取組が、小・中・高等学校で広がりつつあります。

《成果》特に推薦図書の紹介は小・中・高等学校で高い割合で実施されています。小学校では、読み聞かせはすべての学校で実施されています。

〔課題〕図書館の来館率を上げるために、このような学校図書館の取組を積極的に行う必要があります。



キ 特別支援学校における言葉や本への関心を高める読書活動の推進

特別支援学校では、絵本の映像化やデージー図書（※5）等の多様な教材を活用するとともに、様々なコンクールに積極的に参加するなど、読書活動への興味・関心を高めるように各校で工夫されています。

《成果》「俳句・短歌コンクール」や「子ども読書本のしおりコンテスト」等、様々なコンクールに積極的に参加し、受賞することなどにより、読書に対する意欲の向上につながりました。

[課題] 各学校で様々な取組が行われていますが、一人一人の子どもの障害の状況に応じて、より一層読書への興味・関心が高まるような取組を充実する必要があります。

(3) 地域社会における読書活動の推進

ア 図書館等における様々な取組についての啓発

府立図書館では、平成 28 年 3 月のシステム更新にあわせ、京都府図書館総合目録ネットワーク (K-Libnet) (※6) 及び府立図書館のホームページの充実を図りました。ホームページでは、年間 150 回に及ぶ更新や市町村立図書館等における取組を毎月発信するなど、積極的な情報提供を行っています。

イ 府立図書館における市町村立図書館等や学校等と連携した子どもの読書活動の推進の支援

K-Libnet システムのバージョンアップにより、ホームページからの総合目録による府内図書館等の図書資料の検索スピードが大幅にアップするなど、操作性が大きく向上しました。

また、府立学校が K-Libnet に参加することにより、K-Libnet システムで学校支援セット貸出 (※7) や機関貸出 (※8) を府立図書館へより簡便に申し込むことが可能になるとともに、府立図書館から連絡協力車 (※9) を全府立学校に巡回させることにより、学校等への支援を充実しました。加えて、K-Libnet への参加大学が増えたことにより、市町村立図書館等から大学の図書資料の取り寄せが容易になり、大学がもつ専門資料へのアクセスが格段に向上しました。

《成果》府立図書館においては、市町村立図書館等への機関貸出を通じて、読み聞かせや子ども自身の読書活動を支援するとともに、小中学校への学校支援セットを充実するなど、子どもが本と触れ合い学習する機会の拡充を図りました。

また、児童生徒の来館型調べ学習を積極的に受け入れるなど、探究型学習の推進も図りました。

さらに、平成 29 年 4 月からは府内市町村立図書館等を巡回して図書を運搬する連絡協力車の運行を週 1 回から週 2 回とし、各市町村における図書資料の取り寄せ利用の利便性が大きく向上しました。

[課題] 学校支援セット貸出については、学校現場 (小学校教育研究会図書館教育部会、中学校教育研究会図書館教育部会、府立高等学校図書館協議会司書部会等) の意見やニーズを踏まえたセット内容の充実等に一層努める必要があります。

ウ 子どもの読書活動を支援する民間団体の活動の場の提供

府内 88% の市町村で読書に関わるボランティアとの連携が図られています。

《成果》様々な課題を抱える子どもの読書活動の機会の充実を図るため、府立図書館において、平成 29 年 11 月から府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体に対し図書の貸出を行う「子どもへの読書活動支援事業」を開始しました。さらに平成元年 9 月からは、不登校の児童生徒が読書に親しむ機会の充実を図る事業を開始しました。

[課題] 民間団体と連携し子どもの読書活動を支援する取組をより一層推進する必要があります。

(4) 効果的な読書活動の推進

ア すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

《成果》府内 83% の市町村で「子どもの読書活動推進計画」が策定されています。

[課題] すべての市町村で計画が策定され、読書活動の推進を図る必要があります。

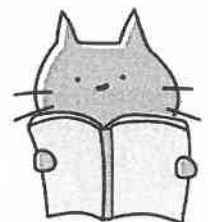
イ すべての市町村における「子ども読書の日」(※10)に関連した取組の実施

府内 75% の市町村立図書館等で「子ども読書の日」に関する取組が実施されています。

《成果》府が実施する「子ども読書本のしおりコンテスト」や、市町村が学校等と連携して行う読み聞かせなど、子どもの読書活動の活性化、読書意欲の向上を図る取組が進みました。

[課題] すべての市町村において「子ども読書の日」に関連した取組が実施され、より一層読書意欲の向上を図る必要があります。

* 数値は、「子どもの読書活動取組状況調査」「家庭における読書アンケート」(平成 29 年 6 月実施)、「令和元年度京都府小・中学校教育課程編成及び実施状況調査」(平成 31 年 4 月実施)による。



第3章 第四次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況

1 推進計画の基本的な考え方

推進法第2条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第三次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考へ、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視しました。第四次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

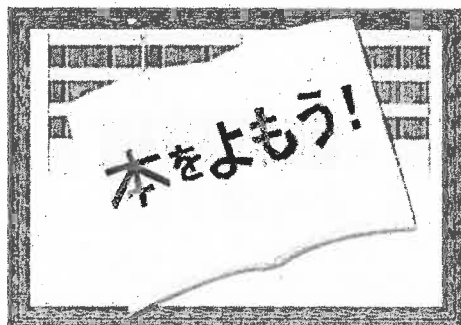
また、文字・活字文化振興法第3条第3項及び第8条では、学校教育において読む力、書く力及びこれらの力を基礎とする言語力の涵養に十分配慮するよう規定されています。さらに、平成23・24・25年度に実施された学習指導要領においては、児童生徒の言語活動を充実することとされ、令和2・3・4年度実施の新学習指導要領においても言語活動の充実は引き続き提示されています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。また、語彙の広がりを始めとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

第四次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、質の高い学力（※11）の基盤となる「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指し、読書活動を推進します。

2 子どもの読書の状況

国の第四次基本計画においては、第三次基本計画期間における課題として、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があること（中学生までの読書習慣の形成が不十分）等が挙げられました。それを踏まえ、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることなどが方針として示されています。また、学校図書館図書整備等5か年計画を推進し、学校図書館図書標準の達成や司書教諭・学校司書等の人的配置促進を図ることが掲げられています。



3 京都府の役割

京都府では、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことを重視し、市町村とも連携を図りながら、広域的な観点から子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援や広報・啓発、情報提供に努めるよう、本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の4項目について様々な取組例を示し家庭や学校、地域社会、市町村での具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭において読み聞かせを行うなど、本に触れる機会を増やす取組の情報等を提供し、乳幼児期から身近なところで絵本や物語に親しむことができ、読書の習慣化につながるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

子どもや家庭と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中で活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

4 第四次推進計画の期間

第四次推進計画の期間は、令和2年度から概ね5年間とします。



第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むよう啓発に努めます。
- ★2 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するよう啓発に努めます。

(1) 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものことから、乳幼児期から絵本や物語に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、読書の習慣化につながるようにすることが大切です。そのためにも、家庭においては、読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに与える影響が大きいことから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて子どもが感じたり考えたりしたことを聞き、話し合うことで会話が増えることは、親子の関係を一層深める契機となります。

京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の大切さを実感し、読書の習慣化につながるよう、小学生の保護者全員に家庭教育資料「本は友だち!？」を配布し、家庭において本が身近にある環境づくりを目指すとともに、ホームページやリーフレット等により、情報提供や啓発に努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者等の大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもの読書意欲を高めるための取組例としては、読み聞かせ・子どもと一緒に本を読むこと（家読の推進）、地域の図書館・書店に子どもと出向くなどがあります。

市町村で行われている読書活動を推進する取組例としては、「子どもの本をよむ大人の読書会」やブックスタート(※12)を市町村立図書館等や保健・福祉関係機関等と連携・協力して行うことなどがあります。

また、読書活動の充実のためには、PTA等の協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。

PTAで行われている読書活動の取組例としては、地域の集会所等で子どもに読み聞かせを行うこと、PTAが用意した図書を、各家庭に貸し出すこと、PT

Aだよりを通じて、子どもの学年（年齢）に応じた推薦図書を紹介することなどがあります。

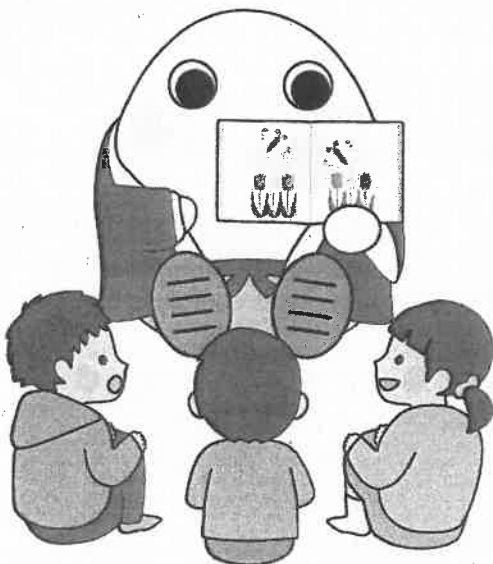
京都府では、「親と子の言葉の葉（しおり）」、「京の子どもブックワールド」等のリーフレットを配布してきました。今後、乳幼児期の早い段階から、保護者が子どもの読書の大切さを理解し、主体的に乳幼児とともに本と親しむため、保護者の意見を反映した、乳幼児対象の推薦図書リストやリストの活用方法、本とのふれあい方などのリーフレットを作成・配布するなど、幼稚園・保育所・認定こども園、市町福祉部局、市町村立図書館等と連携し、すべての子育て中の保護者を対象とした取組に努めます。また、保護者を含めた社会全体の読書活動を推進する機運を高めるため、PTA等を対象とした読書活動に関する講座の開催や府立図書館のホームページ等を通して、市町村立図書館等の取組等の情報提供に努めます。

イ 学校・地域の連携

子どもは、絵本等を見ながら語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。

家庭での読書習慣を身に付けるためには保護者が読書に関する学校や地域の取組に関心を持ち積極的に参加することが望まれます。

京都府では、子どもや保護者自身が読書に親しむことができるよう、学校・図書館・民間団体等が実施している推薦図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等子どもの読書意欲や保護者の参加を喚起するような取組等の情報を提供し、家庭への働きかけに努めます。



2 学校等における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 読み聞かせや本の紹介など読書の楽しさを伝える取組を行い、蔵書や掲示物の充実により、魅力ある学校図書館づくりを目指します。
- ★2 学校独自の読書活動推進計画の策定を目指します。
- ★3 児童生徒に、望ましい読書習慣が形成されるよう、司書教諭や学校司書等を中心に、全教職員で読書指導を行う体制づくりを目指します。
- ★4 読書活動の推進に関する校内研修の実施を目指します。
- ★5 様々な授業で学校図書館を活用し「ことばの力」を育成する取組の推進を目指します。
- ★6 学校図書館の毎日の開館を目指し、来館する児童生徒を増やします。
- ★7 特別支援学校においては、一人一人の発達の段階や障害の状況に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める読書活動の推進を目指します。

* 司書教諭や学校司書等とは、司書教諭や学校司書、図書館担当教職員をいう。

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境を作ることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。

また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。

特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「読書に親しむこと」、「読書が自分の考えを広げたり深めたりすることに気付くこと」、「読書の意義と効用について理解すること」などが、小・中学校の指導事項として、高等学校では指導上の配慮事項として示されており、「読み聞かせ」や「事典や図鑑などから情報を得て」「文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること」なども教